

農業者の“農産所得の向上”を支援します。



「園芸等生産向上推進事業」募集中！

町内における露地・施設園芸等による所得拡大を目指し、平成29年度から露地・施設園芸等での農産所得の向上を図る取り組みを支援する「園芸等生産向上推進事業」を実施しています。

水稻に加えて露地・施設園芸等に取り組む方等、今年度も農産所得向上に取り組む皆さんを支援します！多くの皆さんより事業の積極的な活用をお願いします。

●補助内容

支援項目	補助対象経費	補助率	支援要件
①園芸用ハウス整備支援	園芸用ハウス整備に係る経費及び整備に係る資材費	1／2以内 上限80万円	・通年又はそれに近い形で施設園芸等に取り組むものであること。 ・設置面積50坪以上であること。 ・設置後3年間、毎年栽培形態や収支状況等の報告を行うこと。
②作土深機械導入支援	作土深機械の導入に係る経費	1／2以内 上限25万円	・償却残存期間が3年以上ある場合に限り、中古機械の導入も可とする。
③機械設備導入支援 (②非該当項目)	作土深機械以外の機械・設備の導入に係る経費	3／10以内 上限50万円	・「③機械設備導入支援」は、草刈機械及び汎用性の高い機械を除く。
④販路開拓支援	販売経路の開拓を目的とした活動に必要な経費 (交通費、宿泊費、消耗品費、会場借上料等)	1／2以内 上限20万円	・5名以上の団体であること。 ・販路開拓計画書、販路開拓先との交渉記録等を提出すること。 ・単なる物販を目的とする取り組みは対象外とする。

※単なる機械の更新は、対象となりません。

●募集期間

第1次締切日 令和7年4月18日（金）

第2次締切日 令和7年6月27日（金）



＜申込み・問合せ先＞

三川町役場 産業振興課 農政係 35 - 7018（直通）